

事 務 連 絡  
令和 5 年 12 月 27 日

地方厚生(支)局  
保険年金(企業年金)課 宛て

厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課

「確定給付企業年金規約例」の一部改正について

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」(令和5年厚生労働省令第165号)が本日公布され、事業主等が行う業務概況の周知等に関する規定の整備を行う確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号)の改正については、同日に施行することとされた。

これに伴い、「確定給付企業年金規約例」を別添のとおり改正し、令和5年12月27日より適用することとしたので、貴管下の企業年金基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

確定給付企業年金規約例  
新旧対照表

網掛部分が改正箇所

新				旧			
確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)				確定給付企業年金規約例 第1～第4 (略)			
規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項	規約型確定給付企業年金規約例	企業年金基金規約例	趣旨	留意事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>(業務概況の周知)</p> <p>第90条 <u>事業主</u>は、本制度の業務の概況について、毎事業年度1回以上、当該時点における次の各号に掲げる事項(第2号から第6号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。)を加入者に周知させなければならない。</p> <p>一 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計</p> <p>二 加入者の数及び給付の種類ご</p>	<p>(業務概況の周知)</p> <p>第127条 <u>この基金</u>は、業務の概況について、毎事業年度1回以上、当該時点における次の各号に掲げる事項(第2号から第6号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。)を加入者に周知させなければならない。</p> <p>一 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計</p> <p>二 加入者の数及び給付の種類ご</p>	<p>○ 法第73条及び規則第87条の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。</p>	<p>○ 第1項第7号は基本方針を定めていない規約型確定給付企業年金は不要であること(令第45条第1項、規則第82条)。</p> <p>○ 規則第82条に該当する場合には、第1項第7号の規定は不要であること。</p>	<p>(業務概況の周知)</p> <p>第90条 <u>事業主</u>は、本制度の業務の概況について、毎事業年度1回以上、当該時点における次の各号に掲げる事項(第2号から第6号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。)を加入者に周知させなければならない。</p> <p>一 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計</p> <p>二 加入者の数及び給付の種類ご</p>	<p>(業務概況の周知)</p> <p>第127条 <u>この基金</u>は、業務の概況について、毎事業年度1回以上、当該時点における次の各号に掲げる事項(第2号から第6号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。)を加入者に周知させなければならない。</p> <p>一 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計</p> <p>二 加入者の数及び給付の種類ご</p>	<p>○ 法第73条及び規則第87条の規定の趣旨を明確化するために規約に定めるもの。</p>	<p>○ 第1項第7号は基本方針を定めていない規約型確定給付企業年金は不要であること(令第45条第1項、規則第82条)。</p> <p>○ 規則第82条に該当する場合には、第1項第7号の規定は不要であること。</p>

<p>との受給権者の数</p> <p>三 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況</p> <p>四 事業主が<u>資産管理運用機関</u>に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況</p> <p>五 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況</p> <p>六 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況</p> <p>七 基本方針の概要</p> <p>八 その他<u>本制度</u>の事業に係る重要事項</p> <p>2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次の各号のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>一 常時各実施事</p>	<p>との受給権者の数</p> <p>三 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況</p> <p>四 事業主が<u>基金</u>に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況</p> <p>五 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況</p> <p>六 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況</p> <p>七 基本方針の概要</p> <p>八 その他<u>この基金</u>の事業に係る重要事項</p> <p>2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次の各号のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>一 常時各実施事</p>			<p>との受給権者の数</p> <p>三 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況</p> <p>四 事業主が<u>資産管理運用機関</u>に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況</p> <p>五 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況</p> <p>六 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況</p> <p>七 基本方針の概要</p> <p>八 その他<u>本制度</u>の事業に係る重要事項</p> <p>2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次の各号のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>一 常時各実施事</p>	<p>との受給権者の数</p> <p>三 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況</p> <p>四 事業主が<u>基金</u>に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況</p> <p>五 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況</p> <p>六 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況</p> <p>七 基本方針の概要</p> <p>八 その他<u>この基金</u>の事業に係る重要事項</p> <p>2 周知事項を加入者に周知させる場合には、次の各号のいずれかの方法によるものとする。</p> <p>一 常時各実施事</p>		
--	---	--	--	--	---	--	--

<p>業所の見やすい場所に掲示する方法</p> <p>二 書面を加入者に交付する方法</p> <p>三 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</p> <p>四 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい</p>	<p>業所の見やすい場所に掲示する方法</p> <p>二 書面を加入者に交付する方法</p> <p>三 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</p> <p>四 電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい</p>			<p>業所の見やすい場所に掲示する方法</p> <p>二 書面を加入者に交付する方法</p> <p>三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</p> <p>四 その他周知が確実に行われる方法</p> <p>3 事業主は、周知事項について、加入者以外の者であって事業主が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。</p>	<p>業所の見やすい場所に掲示する方法</p> <p>二 書面を加入者に交付する方法</p> <p>三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各実施事業所に加入者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法</p> <p>四 その他周知が確実に行われる方法</p> <p>3 この基金は、周知事項について、加入者以外の者であってこの基金が給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努める。</p>		
---	---	--	--	--	--	--	--

<p>う。)を使用する 方法のうちイ又 はロに掲げるも のにより加入者 に提供する方法 イ 送信者の使 用に係る電子 計算機と受信 者の使用に係 る電子計算機 とを接続する 電気通信回線 を通じて送信 し、受信者の使 用に係る電子 計算機に備え られたファイル に記録する 方法 ロ 送信者の使 用に係る電子 計算機に備え られたファイル に記録され た書面により 通知すべき事 項を電気通信 回線を通じて 受信者の閲覧 に供し、当該受 信者の使用に 係る電子計算 機に備えられ たファイルに 当該事項を記</p>	<p>う。)を使用する 方法のうちイ又 はロに掲げるも のにより加入者 に提供する方法 イ 送信者の使 用に係る電子 計算機と受信 者の使用に係 る電子計算機 とを接続する 電気通信回線 を通じて送信 し、受信者の使 用に係る電子 計算機に備え られたファイル に記録する 方法 ロ 送信者の使 用に係る電子 計算機に備え られたファイル に記録され た書面により 通知すべき事 項を電気通信 回線を通じて 受信者の閲覧 に供し、当該受 信者の使用に 係る電子計算 機に備えられ たファイルに 当該事項を記</p>							
---	---	--	--	--	--	--	--	--

<p>録する方法</p> <p>五 その他周知が        確実に行われる        方法</p> <p>3 <u>事業主</u>は、周知事        項について、加入者        以外の者であって        事業主が給付の支        給に関する義務を        負っているものに        も、できる限り同様        の措置を講ずるよ        う努める。</p>	<p>録する方法</p> <p>五 その他周知が        確実に行われる        方法</p> <p>3 <u>この基金</u>は、周知        事項について、加入        者以外の者であっ        て<u>この基金</u>が給付        の支給に関する義        務を負っているも        のにも、できる限り        同様の措置を講ず        るよう努める。</p>							
(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)